

高知県園芸用農地確保対策事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、高知県園芸用農地確保対策事業を市町村又は民間企業（以下「申請者」という。）が実施する場合に関し、高知県園芸用農地確保対策事業費補助金交付要綱で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 地区指定計画の届出（※次世代園芸用農地確保事業を申請する場合）

（1）地区指定計画書の提出

申請者は、次世代園芸用農地確保事業を申請する場合は、次世代園芸用農地候補地として対象用地等を指定するための地区指定計画書（様式1）を提出して、知事の承認を受けるものとする。

なお、地区指定計画書の作成に係る費用については、申請者が全額負担するものとする。

（2）地区指定変更計画書の提出

地区指定計画書に記載した事項を変更しようとするときは、事前に地区指定変更計画書（様式2）を提出して、知事の承認を受けるものとする。

なお、地区指定変更計画書の作成に係る費用については、申請者が全額負担するものとする。

第3 事業実施計画の選定

（1）事業実施計画書の提出

申請者は、事業実施計画書（様式3）を、知事に提出するものとする。

なお、事業実施計画書の作成に係る費用については、申請者が全額負担するものとする。

（2）事業計画の審査

県は、農業振興部関係課で構成する「高知県園芸用農地確保対策事業実施計画審査委員会」（以下、「審査会」という。）を設置し、審査会において、事業実施計画書等を審査する。

（3）審査結果の通知

県は、申請者に対し、審査結果を通知するものとする。

第4 その他

この要領に定めるもののほか、当該事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和6年3月28日から施行する。
- 2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。